

第一条中、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」を、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

第四条中、「日欧合同委員会又は日シ合同委員会」を、「日欧協定第八条 1 の合同委員会又は日シ協定第五十二条 1 の合同委員会」に改める。

附 則

この省令は、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十二号）の施行の日（平成十九年十一月二十日）から施行する。

○国土交通省令第八十九号

道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令
（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中、第七章の二 登録情報処理機関（第六十二条の三―第六十二条の二の十八）を、「第七章の二 登録情報処理機関（第六十二条の三―第六十二条の二の十八）に、第六十二条

の三 登録情報提供機関（第六十二条の二の十九―第六十二条の二の三十二）」に、第六十二条の二の十九を、「第六十二条の二の三十三」に改める。

第六十二条の二の七中、「登録情報処理機関登録簿」を、「法第九十六条の四第三項の登録情報処理機関登録簿」に改める。

第六十二条の二の九中、「第九十六条の五」を、「第九十六条の五第一項」に改める。

第六十二条の二の十九を第六十二条の二の三十三とする。

第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 登録情報提供機関

（登録の申請）

第六十二条の二の十九 法第九十六条の十五の規定により登録情報提供機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 情報提供業務を行うとする事業場の名称及び所在地

三 情報提供業務の開始の予定日

四 自動公衆送信において登録情報提供機関の登録の申請をしようとする者を識別するための文字、番号、記号その他の符号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 個人にあつては住民票の写し

三 法人にあつては役員の名簿及び履歴書

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 情報提供業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

六 登録申請者が法第九十六条の十六各号に該当しないことを信じさせるに足る書類

七 登録申請者が法第九十六条の十七第一項前段の電子計算機及びプログラムを有することを証する書類

八 その他参考になることを記載した書類

（登録情報提供機関登録簿の記載事項）
第六十二条の二の二十 法第九十六条の十七第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報提供業務を行う事業場の名称
二 情報提供業務の開始の日
（登録情報提供機関登録簿の閲覧）

第六十二条の二の二十一 法第九十六条の十七第三項の登録情報提供機関登録簿は、国土交通省に備えて公衆の閲覧に供するものとする。

（公衆の閲覧に供する事項）

第六十二条の二の二十二 法第九十六条の十七第四項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 登録年月日及び登録情報提供機関登録簿に記載された登録番号
三 情報提供業務に関する約款及び料金
四 情報提供業務を行う事業場の名称及び所在地
（登録の更新）

第六十二条の二の二十三 第六十二条の二の十九から前条までの規定は、法第九十六条の十八第一項の登録の更新について準用する。

（情報提供業務の実施基準）
第六十二条の二の二十四 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の六第二項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 情報提供業務の用に供する電子計算機（以下この条及び第六十二条の二の二十八において「情報提供設備」という。）を不正アクセス行為から防御するための措置を講ずること。
二 情報提供設備を設置する施設への立入りを制限するための措置を講ずること。
三 従業者に対し、情報提供業務の実施のために必要な教育及び訓練を施すこと。
四 情報提供設備の故障その他の事由により情報提供設備の機能に支障が生じた場合に、速やかに当該支障を除去することができるための措置を講ずること。

五 情報提供業務を委託する場合は、当該委託した業務が前各号に掲げる基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（情報提供業務を委託することができる場合）
第六十二条の二の二十五 法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の六第三項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる基準に適合する者に委託する場合とする。

一 電子計算機及び委託を受けた情報提供業務に必要なプログラムを有すること。
二 法第九十六条の十六各号のいずれにも該当しないこと。
三 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、委託を受けた情報提供業務を行うこと。

四 公正に、かつ、前条第一号から第四号までに掲げる基準に適合する方法により委託を受けた情報提供業務を行うこと。

五 自ら委託を受けた情報提供業務を行うこと。
（登録事項の変更の届出）
第六十二条の二の二十六 登録情報提供機関は、法第九十六条の十九において準用する法第九十六条の七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする日
三 変更の理由

（役員の選任及び解任の届出）
第六十二条の二の二十七 登録情報提供機関は、役員を選任又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 選任した役員の氏名又は解任した役員の氏名
二 選任の場合にあつては、その者の履歴
三 解任の場合にあつては、その理由